

令和 2 年第 1 回臨時会

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

令和 2 年 11 月 24 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[11月24日（火）]

1 開会及び開議の宣告	3
2 議席の指定	3
3 会議録署名議員の指名	4
4 諸般の報告	4
5 会期の決定	5
6 報第4号から議第8号までの 4件一括上程、説明、質疑、討論、採決	6
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	10
8 管理者挨拶	11
9 閉会の宣告	11

令和 2 年第 1 回駿東伊豆消防組合議会臨時会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	11月24日	火	午後 3 時 15 分	本会議	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第 4 号、報第 5 号、議第 7 号、議第 8 号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 報第 4 号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 報第 5 号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 3 議第 7 号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について
- 4 議第 8 号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録

令和2年11月24日（火）午後3時15分 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1 番	重 岡 秀 子	2 番	森 下 茂
3 番	杉 村 清	4 番	秋 山 治 美
5 番	西 塚 孝 男	6 番	浅 田 藤 二
7 番	片 岡 章 一	8 番	加 藤 明 子
9 番	大 川 勝 弘	10番	宮 崎 雅 薫
11番	二 藤 武 司	12番	馬 籠 正 明
13番	岩 崎 高 雄	14番	山 田 直 志
15番	永 岡 康 司	16番	梶 泰 久
17番	渡 邊 博 夫	18番	渡 部 一二実

○欠席議員（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者	頼 重 秀 一	副管理者	仁 科 喜世志
副管理者	小 野 達 也	消 防 長	山 本 竜 也
消防部長	小 森 泉	警防部長	大 村 創一郎
企画課長	安 立 和 弘	総務課長	玉 川 稔
予防課長	稲 葉 嘉 明	警防課長	矢ノ下 健一郎

救急課長	佐藤潤	通信指令課長	齊藤幸雄
第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長	渡辺肇	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	村上靖
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	飯田万也	会計室長	鈴木満

○議会事務担当職員

書記長	廣瀬光晴	書記	草場大介
書記	岩崎孝充		

○議事日程

令和２年第１回駿東伊豆消防組合議会臨時会議事日程

令和２年11月24日（火曜日） 午後３時15分 開会

第１ 議席の指定

第２ 会議録署名議員の指名

第３ 諸般の報告

第４ 会期の決定

第５ 報第４号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第６ 報第５号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第７ 議第７号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更について

第８ 議第８号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

第９ 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（加藤明子）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和２年第１回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（加藤明子）

日程に入ります。

日程第１ 議席の指定を議題といたします。

このたび、新たに伊豆市から選出されました２人の議員の議席を会議規則第４条第１項及び第２項の規定により、議長から指定いたします。

浅田藤二議員の議席は６番に、永岡康司議員の議席は15番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤明子）

次に、日程第２ 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

17番 渡邊博夫議員、18番 渡部一二実議員を指名します。

◎諸般の報告

○議長（加藤明子）

次に、日程第３ 諸般の報告をいたします。

最初に、小長谷順二議員、星谷和馬議員が、議員任期満了により、失職しておりますので、御報告いたします。

次に、伊豆市から選出されておりました本組合議会議員に変更がありましたので、御紹介いたします。

最初に、浅田藤二議員より御挨拶をお願いいたします。

○６番議員（浅田藤二）

伊豆市の浅田藤二です、よろしくお願いします。

○議長（加藤明子）

次に、永岡康司議員より御挨拶をお願いいたします。

○15番議員（永岡康司）

伊豆市議会議員の永岡康司です。４年ぶりに組合議員になります。よろしくお願いします。

○議長（加藤明子）

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました小長谷順二議員の議員任期満了による失職により、議会運営委員が１名欠員となりましたが、議会運営委員会条例第２条第２項の規定により、議長より、永岡康司議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第 235条の２第３項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る７月から９月までの定例検査結果報告が監査委員から、報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて

御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（加藤明子）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（加藤明子）

次に、日程第４ 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

令和２年第１回臨時会につきまして、議会運営委員会を本日午後２時15分から、加藤明子議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

本臨時会に提出されます議案は、管理者提出議案が４件でございます。内容としては、報第４号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、報第５号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、議第７号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更について、議第８号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、報第４号及び報第５号に１人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日１日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（加藤明子）

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日１日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第4号から議第8号までの4件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤明子）

次に、日程第5 報第4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から日程第8 議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてまで、以上4件を一括議題といたします。

この4件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第4号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

報第5号の案件につきましても、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

議第7号の案件につきましては、静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第8号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

○警防部長（大村創一郎）

それでは、私から報第4号及び報第5号につきましての提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報第4号 専決処分の報告についてでございます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに別冊議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和2年7月13日、沼津市大手町において、本消防組合職員の運転する公用車が、

損害賠償の相手方所有の歩行者用信号機に接触し、歩行者用信号機を損傷させた事故で、損害賠償額18万 125円をもって示談が成立したため、本年10月 8 日付けで専決処分をしたものであります。

続きまして、報第 5 号 専決処分の報告についてでございます。

議案書の 5 ページをお開きください。

本件につきましても、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の 7 ページ並びに別冊議案資料の 2 ページを併せてお開きください。

令和 2 年 8 月14日、伊豆市小下田において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の橋の欄干親柱に接触し、親柱を損傷させた事故で、損害賠償額 5,500円をもって示談が成立したため、本年10月20日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第 4 号及び報第 5 号につきましても提案理由の補足説明を申し上げました。

○消防部長（小森 泉）

それでは、私から議第 7 号及び議第 8 号につきましても提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の 9 ページをお開きください。

議第 7 号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更について御説明いたします。

本案は、静岡県市町総合事務組合からの通知により、同組合同規約の一部変更を行うため、構成団体において、直近の議会への議案提出を求められたものであります。一部変更の内容につきましては、議案書の11ページをお開きください。

静岡県市町総合事務組合の構成団体である相寿園管理組合が、令和 3 年 3 月31日付けで解散することに伴い静岡県市町総合事務組合から脱退するものとして、規約の別表第 1 及び別表第 2 から「、相寿園管理組合」を削るものであり、附則といたしまして、施行日を令和 3 年 4 月 1 日とするものであります。

続きまして、議第 8 号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の13ページ及びに別冊議案資料の 3 ページを併せてお開きください。

本案は、令和 2 年人事院勧告に倣い、駿東伊豆消防組合職員の期末手当の支給割

合について、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、第1条において、本条例第26条中、期末手当支給割合を「100分の130」から「100分の125」に改めます。

第2条において、第1条で改正いたしました、本条例第26条の期末手当支給割合を6月と12月で均等に配分するため、第26条中「100分の125」を「100分の127.5」に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしますが、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行することといたします。

以上、管理者提出議案であります、議第7号及び議第8号につきましの提案理由の補足説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤明子）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

報第4号、5号、議第7号、議第8号、以上4件に対する質疑に入ります。

最初に、報第4号、5号、以上2件に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

発言のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

交通事故の専決処分ということなのですが、概要について少しお伺いをしておきたいと思います。

関連していますが、2つお伺いいたします。

毎年少くない事故というものが起きていると思うのですけれども、その原因と対策について、どのようにしているかということが1点。

2点目として、広域になったということで、ナビ等に頼り過ぎてこういう事故が起きているのかというように思うのですけれども、その点についての過失について御説明をいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

○警防課長（矢ノ下健一郎）

専決処分の報告についてのうち、初めに、今回の専決処分に係る交通事故2件の概要について、御説明いたします。

1 件目の報第 4 号につきましては、当該事故現場付近の建物において、自動火災報知設備の発報があったことから、消防ポンプ自動車にて緊急走行で出動し、消火栓に部署する際に、歩行者用信号機に接触したものであります。

2 件目の報第 5 号につきましては、救急事案に伴うドクターヘリの支援活動に出動した消防ポンプ自動車が、活動を終了し引揚げる際に、橋の欄干親柱に接触したものであります。

次に、毎年少くない事故が起きていると思うが、原因と対策はどのようにしているかについて、お答えいたします。

専決処分の報告をいたしました 2 件の交通事故を含めまして、事故の原因としては、機関員や誘導員など、全ての乗車員の注意不足が大きな要因であると考えております。

事故防止の対策としましては、事故後の検証及び改善策を検討するとともに、事故発生原因を各署所に情報提供することで、組織全体で再発防止に努めております。

また、機関員の運転技術の向上を図るため、日々の操縦訓練に加え、自動車学校のコースを借用した操縦訓練を実施している他、普通車、大型車など車両の区分に応じた機関員養成講習を行っております。

更に、安全運転意識の高揚を図るため、警察署の協力のもと安全運転講習を開催しております。

次に、広域ということで、ナビに頼り過ぎていないかについてお答えします。

各署所におきましては、地理、水利などを含めた道路状況の調査を定期的の実施しており、出動する際には、事前に出動経路の確認を行っております。

消防車両のナビゲーションシステムは、消防車両の位置や運航状況等を管理する車両動態管理装置に付随しているもので、地図画面は出動経路の選定を補助するものであります。

今後におきましても道路状況等の調査を継続的に実施し、事故防止に努めてまいります。

○議長（加藤明子）

以上で、通告による質疑は終わりました。

報第 4 号、5 号は、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、議第 7 号、8 号、以上 2 件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切りま

す。

次に、議第 7 号、議第 8 号、以上 2 件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、議第 7 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第 7 号 静岡県市町総合事務組合理約の一部変更についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第 7 号は可決されました。

次に、議第 8 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第 8 号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第 8 号は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（加藤明子）

次に、日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第 14 条第 2 項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いた

しました。

◎管理者挨拶

○議長（加藤明子）

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開催いたしましたところ、組合議会議員の皆様におかれましては、提出させていただきました議案について慎重審議賜り誠にありがとうございます。

また、御承認、御議決いただきましたこと、心から感謝申し上げます。

御案内のとおり、管内におきましては、クラスターが発生している自治体があるなど、様々な課題があるところでございます。今後におきましても、本組合といたしましては、地域住民の安全・安心の確保のために、様々な努力を重ねてその職務を執行して参りたいと考えているところでございますので、組合議員の皆様におかれましては、今後なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

また、これからさらに寒くなる中、コロナ禍ということでございますので、どうか組合議会の議員の皆様におかれましては、御自愛なされまして、さらにこの地域が発展されますよう、御活躍されますことを心からお祈り申し上げさせていただきます、閉会に際しての御挨拶にかえさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（加藤明子）

これをもって、令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時38分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月24日

議 長 加 藤 明 子

議 員 渡 邊 博 夫

議 員 渡 部 一二実